

議 案 第 9 9 号

富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例（平成18年条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正に伴い、富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例（平成18年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第7号中「第2条第12項」を「第2条第14項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。